

官報 号外

平成二十一年四月二十七日

○第百七十一回 参議院会議録第二十一号

平成二十一年四月二十七日(月曜日)

午後一時三十一分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十一年四月二十七日

午後一時三十分開議

第一 国務大臣の演説に関する件

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、日程第一
- 一、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

浅尾慶一郎君から来る三十日から八日間、佐藤正久君から来る五月二日から九日間、牧野たかお君から来る五月二日から八日間、それぞれ海外渡航のため請暇の申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(江田五月君) 日程第一 国務大臣の演説に関する件

財務大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。与謝野財務大臣。

〔国務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○国務大臣(与謝野馨君) 今般、さきに決定されました経済危機対策を受けて、平成二十一年度補正予算を提出することとなりました。その審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について御説明いたします。

まず、最近の経済金融情勢と経済危機対策について申し上げます。

昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府は、財政措置十二兆円を含む総額七十五兆円規模となる累次の経済対策を取りまとめました。現在、平成二十一年度予算を速やかに執行し、景気回復を最優先課題として取り組んでいるところであります。

しかしながら、平成二十一年度予算を取りまと

めた昨年末以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いております。世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用情勢も急速に悪化しつつあります。また、企業の資金繰りなど金融環境も厳しい状況にあり、我が国はまさに経済危機とも言える状況に置かれております。

他方、将来に目を転じますと、我が国は、少子高齢化への対応、低炭素社会の構築といった構造的な課題に直面しております。外需依存から内需主導による経済へと体質転換を進めつつ、こうした課題にも適切に対応する必要があります。

また、現下の厳しい経済金融情勢の中、財政政策が成長や雇用の下支えにとつて重要であることは国際社会の共通の認識であり、四月二日の金融サミットにおいて、成長や雇用等を回復するため、必要な規模の継続した財政努力を行うこととされたところであります。

こうした経済金融情勢等を踏まえ、四月十日、政府は、経済危機対策を決定いたしました。

本対策においては、第一に、景気の底割れを回避するため、雇用調整助成金を拡充するなど緊急雇用対策の拡充強化を行うとともに、保証・貸付枠の拡大など企業の資金繰り円滑化等について万全の措置を講じ、あわせて公共事業等の前倒し執行を行います。

第二に、中長期的な成長を図るため、三つの分野について、特に緊急に実施すべき施策を実行いたします。

まず、低炭素革命として太陽光発電や環境対応車、グリーン家電の普及促進に取り組みます。また、健康長寿・子育てとして、地域医療の再生や介護機能の強化等に重点的に取り組むとともに、

安心こども基金の拡充等により子育て支援の強化等を行います。あわせて、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として、農地の有効利用等により食料自給力の向上に取り組むとともに、国土ミックスングリンクの結合や港湾、空港インフラ等の整備により、地域間の連携や競争力を強化いたします。

第三に、国民の皆様が安心と活力をもちたため、防災、安全対策等に取り組みます。また、地方公共団体に対して、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう地域活性化・公共投資臨時交付金を、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるように地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、それぞれ交付いたします。

第四に、需要不足に対処する観点から、住宅取得のための時限的な贈与税の軽減など、税制上の措置を講じます。

本対策の取りまとめに当たっては、経済の下支えに必要な施策や将来の成長力を高める施策などを厳選いたしました。優先順位を明らかにして果敢な実施を図ることで、民需の自律的回復を促すこととしております。

こうした取組を行う一方で、中期の財政責任を果たしていくことが必要です。このため、経済情勢の急激な変化や累次の経済対策として実施される措置等を踏まえつつ、財政規律の維持や持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた取組を着実に進めてまいります。

平成二十一年度補正予算の概要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、経済危機対策関連と

して、雇用対策について二兆二千六百九十八億円、金融対策について二兆九千六百五十九億円、低炭素革命について一兆五千七百七十五億円、健康長寿・子育てについて二兆二百二十一億円、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備について二兆五千七百七十五億円、地域活性化等について一千九百八十一億円、安全・安心確保等について一兆七千八百九十九億円、地方公共団体への配慮について二兆三千七百九十億円、合計十四兆六千九百八十七億円を計上しております。あわせて、国債整理基金特別会計への繰入れを計上する一方、経済緊急対応予備費の減額を行うこととしております。

他方、歳入面においては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から三兆一千億円を受け入れるなどにより、三兆一千六百六十六億円のその他の収入の増加を見込むほか、七兆三千三百二十億円の建設公債の発行を行うこととしております。

以上によってなお不足する歳入については、やむを得ざる措置として三兆四千八百七十億円の特別公債の追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成二十一年度の公債発行額は四十四兆一千百三十億円となり、公債依存度は四三・〇％となります。

これらの結果、平成二十一年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対し歳入歳出とも十三兆九千二百五十六億円増加し、百二兆四千七百三十六億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

また、財政投融资計画については、本対策を

実施するため、この補正予算において七兆八千四百二十三億円を追加することとしております。

なお、経済危機対策に関連して、租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件を提出しております。あわせて、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案外三件も提出されることと承知しております。

以上、平成二十一年度補正予算の概要について御説明をいたしました。

関連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの演説に対する質疑は次会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。外添厚生労働大臣。

(国務大臣外添要一君登壇、拍手)

○国務大臣(外添要一君) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十六年に成立した年金制度改正法においては、長期的な負担と給付の均衡を図り、制度を持

続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされております。

この法律案は、これを踏まえ、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるための所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合二分の一に基づく負担額との差額を負担することとしております。

第二に、所得税法等の一部を改正する法律附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げを恒久化することその他所要の措置を講ずることとしております。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしております。

なお、本法律案は、その施行期日を平成二十一年四月一日と提案いたしておりましたが、衆議院において公布の日修正されておりますので、御報告いたします。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中村哲治君。

(中村哲治君登壇、拍手)
○中村哲治君 民主党・新緑風会・国民新・日本の中村哲治です。

年金関連法案の質問に入る前に、一昨日明らかになった豚インフルエンザの問題について、本日二十七日東京新聞によると、麻生総理は、今はまだ人から人へというような段階にきているわけではないと判断しているとの見解を示したと報じられています。麻生総理と外添厚生労働大臣に、政府としての現状認識、特に、本日時点で潜伏期にある人が日本にいるかどうか等の認識と、差し迫ったフェーズ4への対応等の対策、国民の皆様へのメッセージを伺います。

さて、昨年、麻生総理は、中央公論三月号に年金についての論文をお書きになりました。以下、この麻生論文の内容と政府の方針やこれまでの答弁との比較を中心にして、年金関連法案について会派を代表して質問をいたします。

平成十六年の年金法改正の特徴は、一つ、百年安心、二つ、年金給付水準は所得代替率五〇％以上、三つ、基礎年金部分の国庫負担は平成二十一年度までに引上げの三つでした。しかし、今年二月に発表された財政検証は十六年改正を覆すものでした。

麻生総理は麻生論文で、政府がどんなに百年安心とうたつても、自戒を込めて言えば、もはや信用する人はだれもないのだとお書きになっております。これに対して、外添厚生労働大臣は、三月三十一日の衆議院本会議で、政府といたしましては百年安心とうたつたことはありませんと答弁なさっております。委員会でも同じです。

麻生総理、政府は百年安心とうたつてこなかっ

たのでしょうか。麻生論文と舛添大臣の答弁のどちらが正しいのか、お答えください。

次に、麻生論文の、もはや信用する人はだれもないのだという部分についてです。

政府が二月二十三日に発表をした財政検証の報告書では、国民年金の保険料納付率が八〇%の場合、所得代替率すなわち年金給付額が現役世代の手取り賃金の何%になるのかという数字は五〇・一%になるとされました。しかし、その報告書によれば、これらの諸前提は被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎にして設定しているとあります。直近の納付率といえば、今年一月末時点で六〇・九%です。だから、所得代替率を試算する前提条件は八〇%ではなく六〇%に設定しなくてはならないはずですが、それにもかかわらず、厚生労働省は納付率が八〇%未満の数字を出してきませんでした。民主党が粘り強く資料請求をした結果、四月十四日、衆議院での質疑の最終盤になって、やっと数字を出してきました。何と、直近の納付率に近い六〇%で試算したとき、所得代替率は四八・九%、十六年改正で約束をした五〇%を割り込んでしまっています。

しかも、この将来予測について、四月十五日に山井和則衆議院議員が質問をしたところ、舛添大臣は、どの将来予測になるか、それは神のみぞ知るですと答弁なさいました。このような政府の年金制度に対する姿勢は、まさに麻生論文でもはや信用する人はだれもないのだと書かれたとおりであります。麻生総理、あなた自身が信用をしていない制度をそのまま放置をして、税金の投入額を増やすことについてどのようにお考えなのでしょう、お答えください。

続いて、そもそも国民年金の納付率が六〇%強にとどまっているのかという点について目を向けなければなりません。

四月十七日に舛添大臣は、国民がそれはきちんと払うべきものを払ってくれれば一〇〇%になるわけですと答弁され、また、国民にきちんとこの義務を果たしていただきたいと答弁されています。これに対して、長妻昭衆議院議員は、舛添大臣の答弁について、決定的に欠落しているのは国民の視点ですと指摘し、未納率については、年金制度が信頼されていない比率なんですと述べています。国民の皆様の目から見れば、どちらが正しいのでしょうか。

ちなみに、麻生論文では、年金不信で国民年金保険料の納付率は六割程度にとどまっている、国民皆年金という文句はもはや死語だと書かれ、また、将来の給付に対する不安が納付率を引き下げ、これを繕うために制度を無理やりつなぎ合わせてきたのが実態なのだと書かれております。まさにそのとおりです。

つまり、麻生論文では、長妻議員の主張が正しいと言っているに等しい。麻生総理、麻生論文にも明確に、抜本改革しか国民の信頼を取り戻すべはないと書かれています。今回の法案のような無理やり制度をつなぎ合わせるやり方ではなく、今こそ抜本的な年金制度改革に着手すべきではないでしょうか。

この点、民主党は、抜本的な年金制度改革を提示しています。民主党案では、国民年金を含むすべての年金を一元化し、どんな方も個人単位で一つの年金制度に加入していただきます。報酬比例部分を年

金制度の基本とし、所得に比例した年金保険料を支払っていただき、生涯を通じてお支払いになった保険料の総額に応じて年金給付額は決まります。そして、その給付額では最低限の生活が賄えない人には全額税を財源とする最低保障年金で補います。

麻生総理、総理が麻生論文で書かれたことは、民主党案なら解決できるのです。具体的に説明をいたします。

麻生論文には、学生や失業者にも一律定額の保険料の負担を求めるのは酷であり、未納問題の解決は難しいと言わざるを得ない、保険料納付が二十五年に満たない場合には年金が全く支給されない仕組みも理解し難いと書かれています。そのとおりです。

民主党案では、学生や失業者などの所得がゼロの人は、所得に比例した年金保険料は当然ゼロになります。保険料納付期間についても、原則的に所得があれば所得に応じて所得税とともに年金保険料も負担するという制度設計になるので未納期間という概念がなくなります。

また、麻生論文には、無年金者は結局、生活保護の対象となる可能性が高く、最後は税金を投入する羽目になると書かれています。麻生論文では、基礎年金の制度自体はそのままに、全額税方式にするという御主張なので、その点は民主党案とは異なります。しかし、無年金対策のためにお年寄りの所得保障を全額税方式の年金で対応するという考え方は民主党案と同じです。

麻生総理、このように具体的な検討をしていけば、麻生論文の思いは民主党案で解決をいたします。これらの具体的な論点への評価も含めて、民

主党案への麻生総理の評価を伺います。

さて、基礎年金の国庫負担の引上げについて、平成十六年改正法附則第十六条は、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことを前提条件として規定しています。

麻生総理と財務大臣に伺います。

本法案では、所要の安定した財源という財源はどのように確保されているのでしょうか。いわゆる埋蔵金を使って二年間の先延ばしをするということは、所要の安定した財源に当たらないのではないのでしょうか。

続いて、年金記録問題について伺います。

麻生論文では、私は宙に浮いた年金問題で民主党が作った国家プロジェクトという考えに賛同するものである、もちろんもっと大きな意味であり、与野党の垣根を越えて国会全体で年金の取扱いを監視しようではないかと書かれています。

麻生総理も御存じのことだと思いますが、民主党では年金記録問題について、毎週火曜日八時から厚生労働部門・総務部門の合同会議を行っています。毎週毎週会議を重ね、二年前の年金記録問題発覚から数えて現在百七回目となりました。社会保険庁や厚生労働省がなかなかデータを提出しないので、一時間の予定の会議はいつも一時間半から二時間、長いときには三時間にもなります。このような社会保険庁や厚生労働省の実態では、政府・与党には麻生論文の与野党の垣根を越えて国会全体で年金の取扱いを監視しようという姿勢は見えないと言わざるを得ません。

麻生総理、社保庁や厚生労働省の情報公開について、政府として更に迅速に誠実に取り組むことをお約束していただけませんか。

次に、年金記録問題での無年金者への対応です。

四月三日の長妻議員の質問で、消えた年金五千万件のうち、年金記録の回復によって無年金だった人が年金受給者になったケースが千四十八人分もあることが分かりました。現在、百十八万人いると言われている無年金者の実態を調査する三千件程度のサンプル調査について、舛添厚生労働大臣は当初やらないとおっしゃっておりました。しかし、その後、四月十五日には検討すると方針転換なさいました。

舛添大臣、それではいつまでに無年金者三千件のサンプル調査をするかどうかの結論をお出しになるのでしょうか。

最後に、年金代わりになる住宅政策について伺います。

政府の社会保障国民会議最終報告書でも、高齢期の所得保障は自らの勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組合せが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっているとされています。

日本のお年寄りが貧しくなる原因の一つとして、ローンを払い終えた住宅が資産とならず、財産所得に変わらないことがあります。中古住宅市場を整備すれば、住み替え支援やリバースモーゲージ支援により、お年寄りの住宅は年金代わりを活用できるようになります。しかし、中古住宅市場の整備には、ハウスインスペクター、住宅検査人により中古住宅の品質を金融的にも評価できるようにすること、また、現在、宅地建物取引業者が物件を抱え込み、レインズ、不動産流通機構にきちんと登録をしていない現状を改善すること

などが必要でございます。

麻生総理と与謝野大臣にお聞きします。このような中古住宅市場が抱えている具体的な問題を解決して、住宅が年金代わりになる金融の仕組みをつくる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

本日、私は、麻生論文の前文にあった、与野党で現実的な議論を始めねばなるまい、まずは年金から打開策を探すのはどうだと言われていたことに真摯にこたえるつもりで質問をさせていただきました。麻生論文を書かれた麻生総理であれば理解していた、ただの内容であつたと思えます。それでもなお実行できないということであれば、それは麻生総理個人の問題ではなく自民党の抱えている構造的な問題が原因です。

スウェーデンで与野党協議の末、年金制度の抜本改革ができたのは政権交代がきっかけとなつたからでございます。それならば、次期衆議院選挙で改めて国民の皆様が年金制度の在り方を問う、政権交代により私たち民主党が中心となつて、今後の年金制度をつくるという覚悟を示させてい

ただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 中村議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、豚インフルエンザに関してのお尋ねがありました。豚インフルエンザにつきましては、政府としても緊急の事態であると認識をいたしております。本日、政府は、在外邦人への情報の提供、検疫・入国審査の強化など対処方針を決定をいたしてお

ります。この方針に従い、国民の安全、安心を確保するため、全力を尽くしたいと考えております。

次に、政府として百年安心をうたつてこなかったのかというお尋ねがありました。

私が総理就任前に執筆した論文は、平成十六年の制度改正の当時、世上においてそのように語られていたと記憶があつたことから記述したものであります。政府として公式に百年安心をうたつたことはありませんが、平成十六年の年金改正により、おおむね百年程度を見通して長期的な給付と負担の均衡が維持される仕組みとしたところであり、そうした持続可能な年金制度を確立するために、基礎年金の国庫負担の二分の一への引上げが不可欠であり、一刻も早い本法案の成立が必要だと考えております。

次に、年金制度に対して税金の投入額を増やすことをどう考えるかとお尋ねがあつております。

平成十六年度の年金改正におきましては、今後、急速な少子高齢化が進行していく中で、長期的な給付と負担の均衡が維持される仕組みとしたところであり、先般公表されました財政検証では、現下の厳しい経済情勢におきましても、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げを前提として、長期的な給付と負担の均衡の確保は確認されたものと考えております。基礎年金の国庫負担割合の引上げは、年金制度を将来にわたり持続可能なものとするために必要不可欠なものであり、政府・与党の国民に対しての約束として、これを確実に実行する必要があると考えております。

とお尋ねがありました。

年金制度につきましては、平成十六年の改正により、長期的な給付と負担の均衡が確保される仕組みとしたところであり、今回の法案による基礎年金国庫負担割合の二分の一の実現は確実に実行する必要があると存じます。

一方、現行制度の運用について、未納、未加入の問題など様々な課題が指摘されている中で、年金制度の在り方につきましては各方面から様々な御提案がなされていることはよく承知をいたしております。国民生活に密接にかかわる公的年金制度をどう改革していくかにつきましては、党派を超え、胸襟を開いて国民的な議論を進めていくことが重要であろうと考えております。

民主党の年金制度改革案についてのお尋ねがありました。

民主党は、すべての年金の一元化や全額税方式を柱とする年金改革案を御提案されているものと承知をいたしております。これは、各方面から様々なご意見をいただいております御提案の一つとして貴重なものとまず受け止めております。

民主党案につきましては、最低保障年金を始め制度全体として負担と給付の水準をどうするのか、新たに必要となる税財源をどう確保するのか、また、新制度へ切り替えるに当たり、これまで保険料を納めてきた方に対する経過措置をどうするのかなどの課題について具体的に明らかにされる必要があるかと考えております。いずれにせよ、年金制度の在り方につきましては、国民生活にかかわる重大な問題であることから、党派を超えて国民的な議論が行われるべきものと考えております。

基礎年金庫負担引上げの財源についてのお尋ねがありました。

本法案におきましては、持続可能な年金制度の構築のために、税制抜本改革による所要の安定財源を確保した上で二分の一を恒久化する、平成二十一年度及び二十二年度につきましては、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時の財源を手当てし、国庫で二分の一を負担することなどお尋ねしております。

今後、消費税を含む税制抜本改革の実施により、年金制度を含みます社会保障の安定財源を確保したいものと考えております。

年金記録問題についての情報公開についてはお尋ねもあつておりました。

年金記録問題につきましては、これまで、現状や取組の進捗状況などについて関係閣僚会議などにおいて報告を行ってきたものと承知をいたしております。引き続き、国民の御理解を得られるよう、適切かつ迅速に情報公開を行うよう努めてまいります。

最後に、中古住宅市場、いわゆるリバースモーゲージについてのお尋ねがありました。

高齢者の住宅資産の金融面での活用も含め、安心して暮らせる環境を整備することは重要な課題と認識をいたしております。このため、中古住宅の適正な評価、また取引情報の確かな提供などにより、中古住宅市場の整備を図っていくほか、持家の賃貸活用の促進による住み替え支援などを進めてまいります。残余の質間につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣舛添要一君登壇、拍手)

○国務大臣舛添要一君 中村議員から豚インフルエンザについてお尋ねがございました。

今回のメキシコとアメリカにおける豚インフルエンザの発生事例に関しまして、二十六日未明、WHOの緊急委員会の会合が開催されたところでありますが、それを受けて、WHOは、現在の状況を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると位置付けました。

厚生労働省といたしましては、こうした事態を受けまして、水際対策としてメキシコ便を中心に検疫体制の強化を図ってきたほか、各地方公共団体等に対して保健所等における相談窓口の設置について依頼するとともに、厚生労働省内にもコールセンターを設置することによって国民の皆様の不安の解消に努めてきたところでございます。

今後こうした取組を続けていくほか、海外からの正確かつ迅速な情報収集に努め、万が一WHOにおいて人から人への効率的な感染が確認され、フェーズ4宣言がなされた場合には、新型インフルエンザ対策行動計画等に従い関係省庁と密接に連携しながら、更に国内へのウイルスの侵入を防ぐための水際対策を徹底いたします。

先ほど潜伏期についてお尋ねがございました。これは、WHO、CDCを含めてこのウイルスの特性について研究中でございます。目下のところ不明でございます。

また、現在のところ、今般流行しつつあるウイルスについては、タミフル、リレンザが有効であるとの情報入手しておりますので、国民の皆様にごうした薬を確実に届けるべく万全を期してまいります。お尋ねがございました。

厚生労働省といたしましては、国民の皆様の生命、安全を守るべくこうした取組を全力で進めるとともに、引き続き、国民、地方自治体、医療関係者等に対し正確な情報提供を行い、落ち着いて感染防止策などの準備を進めるよう呼びかけてまいります。

続きまして、無年金者のサンプル調査についてお尋ねがございました。

無年金者である方に対しては、ねんきん特別便をお送りして御自分の記録を確認いただくなど、言わば全数調査の形で取り組むことが最も効果的で効果的であるというのが私の基本的な考えでございます。しかしながら、御指摘のサンプル調査につきましては、無年金者の実態を明らかにするという観点から意味があるのではないかと指摘も理解できるところでございます。

いずれにしても、この調査を実施することについて、御党よりできるだけ速やかに調査を行うよう御要請をいただいていることもありまして、まずどのような調査が意味があるのか、そして、実施する場合には効果的、効率的な調査の具体的な方法や内容をどうするのかなどについて目下検討を進めているところでございます。(拍手)

(国務大臣舛添要一君登壇、拍手)
○国務大臣舛添要一君 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、基礎年金の国庫負担の引上げの財源についてのお尋ねがありました。今般の法案においては、平成二十一年度及び平成二十二年において、財政投融資特別会計の一般会計への繰入れにより臨時の財源を確保し、基礎年金の二分の一を国庫で負担することとしてお

尋ねがございました。次に、高齢者が保有する住宅の活用についてのお尋ねがありました。

我が国の家計部門は、実物資産、金融資産を合わせて約二千五百兆円の資産を保有しており、その有効活用は経済の活性化を図る上で重要な課題であると認識しております。議員御指摘のリバースモーゲージは、高齢者が住み慣れた住宅に住みながら安定した生活を送ることを可能とする点において、家計資産活用の有意義な仕組みの一つであるとと考えております。リバースモーゲージ普及のためには、中古住宅の適正な評価が行われるような流通市場の整備が重要であります。政府としては、中古住宅の流通が円滑に行われる市場の整備に向け、取引情報の確かな提供などの取組を行っているところであります。

こうした取組も含め、今後とも家計が保有する資産の有効活用を図る取組を進めてまいります。以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) 西島英利君。

(西島英利君登壇、拍手)
○西島英利君 自由民主党の西島英利でございます。私は、自由民主党、公明党を代表しまして、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改

正する法律等の一部を改正する法律案に關しまして、總理並びに厚生労働大臣に質問をいたしません。

まず、質問に先立ちまして、豚インフルエンザに關して一言申し上げます。

メキシコを始めアメリカなど各国に広がりを見せており、我が国においても入国者の水際対策や監視体制の強化、相談窓口の拡充などが進められているところであり、今後とも、政府におかれては、国民生活の安全確保の観点から、行政挙げて万全の態勢で臨み、各国とも協調して一刻も早く事態を収束されるよう強く要請をしておきます。

さて、社会保障の改革は、少子高齢化が進展する現在に於て、制度を将来にわたり堪え得るものにするために間断なく見直さなければならぬ重要な改革であります。医療、介護、年金と幅広い分野で総合的、抜本的な改革が進められなければならないと見られます。

特に年金問題は、近年、社会保険庁問題、年金記録問題に代表されるように、国民の不信、不満が高まりを見せ、今もって完全には解消されていません。我々与党は、政府と一体となって国民の年金問題に關する安心を実現すべく、今後とも不断に努力を重ねてまいります。

さて、平成十六年に公的年金制度について全面的な改革の姿が描かれました。保険料負担に上限が設けられるとともに、負担と給付の均衡を図る抜本的な改正が実現したのであります。今回の法改正による基礎年金庫負担の二分の一への引上げは、平成十六年の改革を受けた年金改革の一環であり、これが実現しなくては平成十六年に計画

された公的年金改革の全体像が実現しないことなる重要なものであります。

そこで、まず、今回の法改正に至った経緯、そして年金改革の全体像における今回の法改正の意義や重要性について、總理から分かりやすく国民に御説明をお願いいたします。

基礎年金庫負担の二分の一への引上げに關係して、その財源問題について伺います。

平成二十一年度、二十二年度は、財政投融资特別会計の積立金の活用などによって財源が捻出されることになっております。しかしながら、平成二十三年以降は、今のところ具体的に財源手当てが担保されていません。法案の中には、税制改正法に基づく税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、二分の一を恒久化する旨の規定が明記されております。また、昨年末に社会保障安定財源の確保等を目的として閣議決定されたいわゆる中期プログラムにおいては、消費税を含む税制の抜本改革を平成二十三年度より実施できると必要法制上の措置をあらかじめ講じることが盛り込まれております。

国民の年金問題に対する不安感は、長期にわたる制度設計の継続性への疑問とともに、どのよういつの時点で税制を改正し財源を確保するのか明確になっていないことから来ています。總理は、この国民の不安に対して、しっかりと財源手当ての道筋をどのように描かれているのか、御所見をお伺いいたします。

財源手当てと關連して、国民負担の問題をどう考えるのかについて伺います。

我が国の国民負担率は現在四〇〇程度と、欧州の福祉国家の多くが六〇から七〇であるのに比

べ依然として低い水準にあります。總理や厚生労働大臣は国会答弁などで、中福祉中負担の国が望ましいと言われていますが、将来的な国民負担率の水準をどう判断されているのでしょうか。税か社会保障かという国民負担の在り方やその適正と判断される水準に關して、總理の御認識をお伺いいたします。

大きな社会問題になった年金記録問題に關して伺います。

今、行政官庁は、年金記録を回復することで年金受給者や現役世代の信頼を高めようと大変な作業を行っている最中であり、今後とも、行政を挙げて、最後の一人までを目標に、年金記録の回復に向けて血の出るような努力をしなくてはなりません。年金記録問題について、厚生労働大臣の御認識と解決に向けての取組姿勢を伺います。

社会保険庁に關しては、抜本的な組織改革が行われ、平成二十二年一月からは日本年金機構に移行し、全く新たな体制として生まれ変わります。日本年金機構は、これまでの厳しい反省に立つて、年金受給者のみならず、国民一人一人に対してきめ細かく丁寧に対応できる組織にすることはもちろんのこと、国民監視の下で透明性のある組織運営にすべきであります。そうでないと国民は納得しません。

また、社会保険庁では、労働組合の役員が勤務時間中に組合活動に専従するという、いわゆるやみ専従が横行する問題がありました。調査によると、彼らに対して約九億円の給料が国民の血税の中から支払われていた事実が分かりました。これまで明らかになった社会保険庁の問題は数え上げれば切りがなく、日本年金機構の発足で組織体

質が一新されることを期待しています。日本年金機構の発足に向けて、厚生労働大臣の御認識とその運営の方針に關して國民が納得する御説明をお願いをいたします。

社会保障カードに關して伺います。

年金記録問題にも關係しますが、全國民が一つの統一された番号によってあらゆる社会保障サービスを受ける際の手続ができるようなシステムが構築されれば、そのメリットは大きなものが期待されます。IT化が進む中で、行政面での手続や作業処理も個人の社会保障番号によって迅速かつ正確に進めることができるようになります。

ただ一方で、セキュリティの問題、プライバシーの侵害や情報の一管理に対する不安などが指摘される場所があります。これに対しては、ICカードの導入や厳格な本人確認の仕組みが必要でしょうし、安全網をしっかりと構築し、罰則規定を十分厳しくすることで、個人情報漏れやその悪意の利用を完全に防止しなければなりません。

厚生労働大臣には、社会保障カードの導入に際して、そのメリットとリスクとともに、実現に向けてクリアすべき課題などを明確に御説明くださいます。

最後になりますが、百年に一度と言われる経済状態の中で、國民は老若男女、サラリーマン、自営業を問わず、景気や企業の業績、自らの雇用などの先行きについてかつてないほど不安を抱えています。そうした状況だからこそ、社会保障、とりわけ年金制度がぶれたり、基盤が脆弱になつたりすることはあってはなりません。

我々政府・与党は、国民生活の基盤をより盤石

なものとす法改正を行うことをここに固くお約束し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 西島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、豚インフルエンザに対する取組について申し上げます。

本日、政府は、在外邦人への情報提供、検疫・入国審査の強化などの対処方針を決定したところです。この方針に従いまして、国民の安全、安心を確保いたすために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続いて、国民年金法改正法案に関してお答えを申し上げます。

最初に、本法案の制定の経緯、意義や重要性についてのお尋ねがっております。

基礎年金の国庫負担の引上げは、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図るものとして、平成六年の年金改正以来、長年にわたる課題となつてきたものであります。

平成十六年の年金改正では、将来の保険料水準を固定すること、その保険料負担の範囲内で年金給付を賄うこととし、給付水準に人口構成などを反映させる仕組みを導入すること、基礎年金の国庫負担割合を二分の一へ引き上げることなどにより、将来にわたり持続可能な制度とすることにしたという経緯であります。

今回の改正は、平成十六年の改正で決まった年金財政の枠組みにおいて必要不可欠なものだと考えております。政府・与党の国民に対する約束として、これを確実に実行する必要があるかと考えております。

次に、基礎年金国庫負担引上げの財源についてのお尋ねがっております。

本法案におきましては、持続可能な年金制度の構築のためには、税制抜本改革による所要の安定財源を確保した上で二分の一を恒久化する、平成二十一年度及び平成二十二年度につきましては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時の財源を手当てし、国庫で二分の一を負担することなどといったしております。

今後、中期プログラムに基づきまして、消費税を含む税制抜本改革を実施することにより、年金制度を含む社会保障の安定財源を確保したいと考えております。

国民負担の在り方についてお尋ねがございました。

日本の社会保障は、高福祉高負担と称されておりますが北欧諸国に比べまして給付や負担の水準は高くありません。他方、国民を力バをいたします医療制度を持たない米国などは異なり、国民皆保険・皆年金、介護保険などを実現をいたしております。こうしたことから中福祉中負担と表現をいたしております。

しかしながら、社会保障の現状を見ますと、医師不足、介護人の不足など国民が不安を抱く課題というものに直面をしております。必ずしも中福祉の社会保障レベルとは言えない状況もあるのではないかと考えております。また、現段階で特定水準の国民負担率を想定しているわけではありませんが、中福祉に見合う税制抜本改革の実現によりまして、国民の皆様の中負担をお願いすることが必要だと考えております。

そのため、昨年末策定した中期プログラムで

は、社会保障の安定財源につきましては消費税を主要な財源として確保する、また、安定財源の確保と並行して、社会保障の機能強化を図るとともに効率化を進めることなどにより、中長期的な課題を含め工程表としてお示しをしたところであります。

こうした取組により、堅固で持続可能な中福祉中負担の社会保障制度を構築してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

(国務大臣舛添要一君登壇、拍手)

○国務大臣(舛添要一君) 西島議員から、まず年金記録問題の解決に向けた取組についてお尋ねがございました。

公的年金制度に対する信頼回復のためにも、年金記録問題の解決は重要な課題であります。そのため、まずは昨年、すべての受給者、加入者、約一億九百万人にねんきん特別便をお送りし、本年一月末時点で回答をいただいた方のうち約九割に当たります六千五百万人の記録確認作業が既に終了したところであります。

さらに、関係閣僚会議で示した具体的な対応方針では、年金記録問題への従事者数を全体で一人を超える規模とすることや作業の効率化等により取組を集中的、計画的に実施することとしております。このような方針に沿って、引き続き年金記録問題の解決に向けた様々な取組を着実に進めてまいります。

次に、日本年金機構についてお尋ねがございました。

社会保障庁における様々な問題を一掃し、国民の年金制度に対する信頼を回復するため、社会保障

除庁を廃止し、平成二十二年一月に日本年金機構を設立することとしております。

日本年金機構におきましては、意欲と能力のある人材のみを採用し、能力と実績による人事管理、国民のニーズに応じた更なるサービスの向上、外部委託などによる事業の適正かつ効率的な実施を図っていくこととしております。日本年金機構が国民に信頼される組織となるよう、設立に向けた準備に全力で取り組んでまいります。

最後に、社会保障カードについてお尋ねがございました。

社会保障カードにつきましては、平成二十三年度中をめどに導入できるよう現在検討を行っているところであります。この社会保障カードによつて、年金記録等の社会保障に関する御自分の情報を自宅などからいつでも入手できるようにするとともに、保険者、医療機関等における事務の効率化を図ることができるとのメリットがあるものと考えております。他方、社会保障カードに關しましては、プライバシーの侵害につながりかねないといった懸念があることも承知しており、こうした不安が極力解消される仕組みを検討しております。また、医療機関等における円滑な導入や国民電子私書箱等ほかの関連する施策との連携などについても十分配慮して検討を進めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山下 芳生君 風間 直樹君
舟山 康江君 植松恵美子君
紙 智子君 川崎 稔君
大島九州男君 水戸 将史君
仁比 聡平君 松野 信夫君
青木 愛君 藤谷 光信君
加賀谷 健君 井上 哲士君
大門美紀史君 津田弥太郎君
犬塚 直史君 藤本 祐司君
足立 信也君 那谷屋正義君
市田 忠義君 小池 晃君
岩本 司君 榛葉賀津也君
藤田 幸久君 シルシマルテ君
佐藤 公治君 中村 哲治君
内藤 正光君 浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君 一川 保夫君
増子 輝彦君 羽田雄一郎君
高橋 千秋君 谷 博之君
石井 一君 田名部匡省君
大石 正光君 千葉 景子君
岡崎トミ子君 佐藤 泰介君
柳田 稔君 北澤 俊美君
峰崎 直樹君 中谷 智司君
松浦 大悟君 平山 幸司君
梅村 聡君 友近 聡朗君
徳永 久志君 川合 孝典君
米長 晴信君 牧山ひろえ君
金子 恵美君 行田 邦子君

相原久美子君 藤原 良信君
大河原雅子君 谷岡 郁子君
田中 康夫君 武内 則男君
白 眞勲君 前川 清成君
島田智哉子君 尾立 源幸君
藤末 健三君 富岡由紀夫君
蓮 舫君 大石 尚子君
下田 敦子君 今野 東君
水岡 俊一君 芝 博一君
小林 正夫君 柳澤 光美君
喜納 昌吉君 神本美恵子君
藤原 正司君 山根 隆治君
小川 勝也君 池口 修次君
福山 哲郎君 平野 達男君
辻 泰弘君 円 より子君
直嶋 正行君 長浜 博行君
家西 悟君 西岡 武夫君
築瀬 進君 興石 東君
平田 健二君 山下八洲夫君
広中和歌子君 吉川 沙織君
外山 斎君 川田 龍平君
松下 新平君 大江 康弘君
大久保潔重君 森田 高君
田中 直紀君 糸数 慶子君
渡辺 秀央君 荒井 広幸君
姫井由美子君 轟木 利治君
横峯 良郎君 亀井亜紀子君
山田 俊男君 中山 恭子君
林 久美子君 広田 一君
室井 邦彦君 川上 義博君
長谷川憲正君 丸山 和也君
長谷川大紋君 鈴木 陽悦君

加藤 敏幸君 主濱 了君
松岡 徹君 自見庄三郎君
中川 義雄君 岸 宏一君
加治屋義人君 森 ゆうこ君
大塚 耕平君 松井 孝治君
鈴木 寛君 亀井 郁夫君
木村 仁君 林 芳正君
山本 一太君 工藤堅太郎君
高嶋 良充君 小川 敏夫君
郡司 彰君 櫻井 充君
藤井 孝男君 若林 正俊君
松田 岩夫君 松村 祥史君
野村 哲郎君 末松 信介君
中村 博彦君 岡田 直樹君
岸 信夫君 義家 弘介君
塚田 一郎君 丸川 珠代君
佐藤 信秋君 磯崎 陽輔君
石井みどり君 石井 準一君
西田 昌司君 牧野たかお君
関口 昌一君 山本 順三君
小池 正勝君 坂本由紀子君
神取 忍君 荻原 健司君
中川 雅治君 小泉 昭男君
山谷えり子君 鶴保 庸介君
西島 英利君 椎名 一保君
秋元 司君 北川イツセイ君
水落 敏栄君 松山 政司君
岩城 光英君 衛藤 晟一君
脇 雅史君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 松村 龍二君
伊達 忠一君 青木 幹雄君
泉 信也君 吉村剛太郎君

尾辻 秀久君 谷川 秀善君
佐藤 昭郎君 溝手 顕正君
南野知恵子君 浮島とも子君
谷合 正明君 山内 徳信君
森 まさこ君 西田 実仁君
山本 博司君 近藤 正道君
古川 俊治君 鱈淵 洋子君
浜田 昌良君 又市 征治君
川口 順子君 二之湯 智君
河合 常則君 山本 香苗君
澤 雄二君 淵上 貞雄君
福島みずほ君 愛知 治郎君
岡田 広君 田村耕太郎君
有村 治子君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 加藤 修一君
松 あきら君 橋本 聖子君
岩永 浩美君 市川 一朗君
風間 昶君 荒木 清寛君
山下 栄一君 弘友 和夫君
中曾根弘文君 舩添 要一君
鴻池 祥肇君 加納 時男君
山内 俊夫君 木庭健太郎君
白浜 一良君 草川 昭三君
山口那津男君 浜四津敏子君

内閣総理大臣 麻生 太郎君
総務大臣 鳩山 邦夫君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(地方分権改革))
法務大臣 森 英介君
外務大臣 中曾根弘文君

平成二十一年四月二十七日 参議院会議録第二十一号 議長の報告事項

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|---|
| <p>内閣官房副長官 副大臣 厚生労働副大臣</p> | <p>内閣官房副長官 鴻池 祥肇君 小淵 優子君</p> | <p>内閣府特命担当大臣(科学技術政策、食品安全) 野田 聖子君</p> | <p>内閣府特命担当大臣(規制改革) 甘利 明君</p> | <p>内閣府特命担当大臣(沖繩及び北方対策、防衛) 佐藤 勉君</p> | <p>農林水産委員 世耕 弘成君</p> | <p>厚生労働委員 佐藤 正久君</p> | <p>文教科学委員 神取 忍君</p> | <p>財政金融委員 橋本 聖子君</p> | <p>外交防衛委員 義家 弘介君</p> | <p>予算委員 高橋 千秋君</p> | <p>環境委員 下田 敦子君</p> | <p>国土交通委員 松浦 大悟君</p> | <p>法務委員 牧野たかお君</p> | <p>議長の報告事項 去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> |
| <p>同日議員から次の議案が提出された。 地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)(参第一九号)</p> | <p>同日議員から次の議案が提出された。 地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)(参第一九号)</p> | <p>同日議員から次の議案が提出された。 地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)(参第一九号)</p> | <p>同日議員から次の議案が提出された。 地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)(参第一九号)</p> | <p>同日議員から次の議案が提出された。 地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)(参第一九号)</p> | | | | | | | | | | |

参議院議員井上哲士君提出学校芸術鑑賞教室に関する質問に対する答弁書(第二一九号)

参議院議員前川清成君提出「裁判員制度」の開始に先立つての質問に対する答弁書(第二三〇号)

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する質問に対する答弁書(第一三二一号)

参議院議員前川清成君提出弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問に対する答弁書(第一三三二号)

参議院議員前川清成君提出任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問に対する答弁書(第一三三三号)

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問に対する答弁書(第一三四号)

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題などに関する質問に対する答弁書(第一三五号)

参議院議員紙智子君提出白リン弾の使用禁止に関する質問に対する答弁書(第一三六号)

参議院議員松野信夫君提出汚染者負担原則に関する質問に対する答弁書(第一三七号)

参議院議員松野信夫君提出裁判官の非行と報酬等に関する再質問に対する答弁書(第一三八号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

漁業災害補償法の一部を改正する法律
構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
消防法の一部を改正する法律

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度中小企業施策」についての文書を受領した。

同日議長は、三月三十日のルーヴェン・リヴリン・イスラエル国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

障害の範囲見直しと支給決定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十五日

谷 博之

参議院議長 江田 五月殿

障害の範囲見直しと支給決定に関する質問主意書

私は、障害の範囲見直しに関する質問主意書(第一七〇回国会質問第一二二二号)に対する答弁書(内閣参質一七〇第一二二二号、以下「第一二二二号答弁書」という。)を受領したが、私の質問の趣旨を踏まえず、一つ一つの質問をはぐらかしており、全く答弁になっていない。難病患者等の福祉に関する質問主意書(質問第九九号)で指摘したとお

り、介助等が必要としているが入り口で排除されている難病等の当事者の生活は逼迫しており緊急を要することから、改めて以下質問する。なお、別の聞き方をするので、今度こそ、一つ一つの質問の意図・趣旨をしつかり踏まえ、はぐらかさず真摯に答弁されたい。

一 第一二二二号答弁書では「医師の意見書等によつては、障害の程度がサービス給付の対象となる程度のものであるか否かを具体的に判断することは困難である」とのことだが、障害認定医の意見書によつて、身体障害者福祉法の別表にある他の障害と同程度であることの証明は、少なくとも公営住宅法においてすでに認められていると認識している。身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていない者であっても、障害認定医の意見書によつて、身体障害者や精神障害者、知的障害者と同様のサービスを利用できる法律・制度は公営住宅法以外にどのようなものがあるか。

二 公営住宅法及び右一の答弁にある法律・制度において、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていない者であっても、障害認定医の意見書によつてサービスを利用できるのは、いかなる理由か。法律・制度ごとにその理由を明らかにされたか。

三 公営住宅法における右のような取り扱いは比べ、難病患者等が身体障害者手帳を所持していないが故に給付を受けることができない障害者自立支援法は、制度間の均衡を欠くのではないか。

四 第一二二二号答弁書で障害者自立支援法の一定の要件と回答している次の項目は、何を判定

し、何をアセスメントするためのものか。それぞれ明確に答弁されたい。

1 要介護認定と同様の一次判定
2 障害程度区分認定独自の調査等を踏まえた二次判定(具体的にはIADLスコア及び行動障害スコアなど)

五 右四に述べた一連の判定の後、市町村において審査会等の支給決定がなされているが、この段階においては、何を判定し、何をアセスメントするためのものか。次のそれぞれに明確に答弁されたい。

1 右四の1及び2の結果、精神面やコミュニケーション、視覚的認識に関する判定を行う
C項目群の調査結果、認定項目特記事項、医師の意見書、以上を勘案して行われる区市町村における審査会による二次審査
2 右四の1及び2、五の1を踏まえ、区市町村で行われる最終的な支給決定

六 第一二二二号答弁書で明確な答弁がなかった中で、もう一度確認する。障害認定医による、身体障害者福祉法の別表にある他の障害と同程度であることを証明する医師の意見書を提出した上で、かつ、四の1及び2、五の1及び2のアセスメントをすれば、障害の程度がサービス給付の対象となる程度のものであるか否かを具体的に判断することは可能ではないのか。可能でないとするなら、できない理由を具体的に答弁されたい。

七 「医師の意見書等によつては、障害の程度がサービス給付の対象となる程度のものであるか否かを具体的に判断することは困難である」理由を明確に答弁されたい。

八 第一二一号答弁書では、「身体障害者福祉法

第四条に規定する身体障害者は、障害者自立支

援法第四条第一項に規定する障害者に該当し、

同法上、一定の要件を満たす場合には、障害福

祉サービスを受給することができる」ので、障

害者自立支援法は入り口規制をしていないとの

答弁だが、身体障害者福祉法第四条の別表に、

次に例示する障害を持つ方々の基準自体が存在

しないのではないかと。既存の身体障害者福祉法

の基準に該当すれば対象となつた木で鼻

をくつたような答弁でなく、次に例示する障

害の基準が存在しているか、それとも存在して

いないか、明確に答弁されたい。

1 肝臓、すい臓、胆道の障害

2 膠原病等の、HIV以外の免疫系の障害

3 血液・リンパ系の障害

4 糖尿病等の代謝及び酵素系の障害

5 皮膚の障害

は、それらの者を入り口で排除していることに

他ならないのではないかと。

右質問する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出障害の範囲見直しと支

給決定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

する。

参議院議員谷博之君提出障害の範囲見直し

と支給決定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げられ

ていない障害に関するものであると考へるが、

御指摘の公営住宅法(昭和二十六年法律第九

十三号)における取扱いについては、公営住宅

法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

四及び五の1について

先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣参

質一七〇第一二一号)一から三まで、九及び十

害に起因して生じた他の障害によって同法第四

条に規定する身体障害者に該当することとな

り、かつ、障害者自立支援法上の一定の要件を

満たす場合には、障害福祉サービスを受給する

ことができることとなっている。

十について

御指摘の判定項目については、「身体障害認

定基準」(平成十五年一月十日付け障発第〇一一

〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福

祉部長通知別紙)において、身体障害者障害程

度等級表(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第十五号)別表第五号の「下肢

の機能の軽度の障害」及び「体幹の機能の著し

い障害」の判断基準として示しているものであ

り、同表に掲げられていない「筋肉、骨格、神

経に原因がなく、肝臓やすい臓等の内部障害、

免疫、血液、代謝等のみ原因」による歩行障害

については、当該判定の対象となっていない。

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

学校芸術鑑賞教室に関する質問主意書

小学校、中学校、高校が行っている芸術鑑賞教室は、すべての子どもに芸術を鑑賞する機会を保障する重要な役割をはたしている。ところが、芸術鑑賞教室は減少しており、その活動は困難に陥っている。

二〇〇七年五月十四日、私は鑑賞教室の一層の充実が必要であるとして質問主意書(第一六六回国会質問第三四号)を提出し、政府の対応をただした。これに対する答弁書(内閣参質一六六第三四号)では、文化庁として「子どもたちが学校を始めとする様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう努めてまいりたい」と述べ、鑑賞教室への支援を約束した。また、鑑賞教室の「実施率が減少していると報告されているものと承知している」と減少を認め、「文化庁としては、更なる調査について、今後、その内容及び方法を検討してまいりたい」と努力することを表明した。

その後、文化庁は学校における鑑賞教室等に関する実態調査を行い、「学校における鑑賞教室等に関する実態調査 調査報告書二〇〇八年版(以下「調査報告書」という)が公表された。残念ながら「調査報告書」により、鑑賞教室の最大の阻害要因が「予算がない」ことであることが明らかになっている。この背景には、学校鑑賞教室の費用が、児童生徒負担になっており、公的助成がほとんど存在しないことにある。先の答弁書では、国として「本物の舞台芸術体験事業」等によって「助成等の拡充に努めているところ」としていたが、「調査報告書」の結果は、それだけでは足りないことを示

している。景気悪化のもとで、児童生徒負担のまま鑑賞教室を維持することはきわめて困難になっている。すべての子どもに芸術鑑賞の機会を保障するために、国としてすべての芸術鑑賞教室に公的助成を行い、支援すべきである。そこで以下質問する。

一 芸術鑑賞教室は、すべての子どもに芸術鑑賞の機会を保障する大事な役割をはたしている。しかし、「調査報告書」でも明らかのように、五年前に比べても、芸術鑑賞教室の実施率は減少しており、子どもたちの鑑賞機会が少なくなっている。政府として、こうした事態をどう考えるか。

二 先の答弁書では、国が行う「本物の舞台芸術体験事業」と、「芸術文化振興基金を活用した「助成等の拡充に努めている」としている。

一 芸術文化振興基金による学校鑑賞教室にかかわる助成は、どの程度の規模になっているのか、助成団体数、助成金額を明らかにされたい。また、「本物の舞台芸術体験事業」が創設された二〇〇二年度に比べて増加しているかどうか明らかにされたい。

芸術文化振興基金による学校鑑賞教室にかかわる助成のうち、とりわけ、多数の芸術団体が参加する芸術統括団体の事業は、鑑賞教室全体を支えるものとして重要である。芸術統括団体の巡回公演事業にたいする助成は、どの程度の規模になっているのか、助成団体数、助成金額を明らかにされたい。また、二〇〇二年度と比べて増加しているかどうか明らかにされたい。大きく減額していれば、先の答弁書の答弁と矛盾するのではないかと考

えるかどうか。

さらに、政府として、芸術文化振興基金への支援を強化することで、鑑賞教室への公的助成を大幅に拡充すべきと考えるかどうか。

二 現在、「本物の舞台芸術体験事業」が鑑賞教室全体に占める割合はどの程度か明らかにされたい。

「本物の舞台芸術体験事業」が実施され、すでに七年が経過したが、鑑賞教室が増加したとはいえない。このことは「本物の舞台芸術体験事業」だけでは公的助成が行き届かないことを示していると考えられるかどうか。

また、「本物の舞台芸術体験事業」は、応募数が多く、必ずしも採択されるわけではない。採択されない場合、鑑賞教室が実施されないという問題は問題である。その場合の改善措置について検討したことがあるか明らかにされたい。

さらに、「本物の舞台芸術体験事業」は、芸術団体が自主的にすすめている鑑賞教室と応募時期や内容などが異なるものである。国の事業が自主的な芸術活動の障害になることがあつてはならず、採択のみならず、事業の実施にあたって、芸術団体の意見を反映するよう改善すべきと考えるかどうか。

三 「調査報告書」では、鑑賞教室を実施しなかつた理由としてもっとも多かったのは、「実施したいが予算がない」で五八%を占め、とりわけ、児童生徒数が少なくなるほど、その割合は増えている。鑑賞教室が減少しているもつとも大きな理由は予算上の制約だと考えるかどうか。

また、鑑賞教室を増やしていくために必要と思われる支援策に関する問いにたいしては、「文化庁や教育委員会などからの助成支援」が一・二%で圧倒的に多い。これらは、鑑賞教室への公的助成が足りないことを反映していると考えられるかどうか。

さらに、鑑賞教室における予算は芸術団体の公演料が中心である。「調査報告書」によれば、公演料の負担は児童・生徒の負担があつたが七八・四%となっている。鑑賞教室の実施にあつて、経費の大半を児童生徒負担が占める現状は望ましいことではないと考えられるかどうか。

四 鑑賞教室を活発にいくためには、児童生徒の負担を軽減することが重要である。「本物の舞台芸術体験事業」はあくまで国の事業であり、他の自主的な鑑賞教室における児童生徒負担軽減につながるものとはなっていない。鑑賞教室の児童生徒負担を軽減するため、芸術団体による鑑賞教室にかかる公演料その他の経費にたいして、国として三分の一助成を創設するなど、すべての鑑賞教室を対象とした公的助成の実施をめざすべきであると考えられるかどうか。

五 先の答弁書では、地方公共団体による学校における舞台芸術鑑賞機会の確保について、文化芸術の振興に関する基本的な方針の「各地方公共団体への周知を図っているところ」と述べている。しかし、「周知を図っている」というのがどのような手立てをとっているのか。また、「調査報告書」によれば、鑑賞教室の都道府県別の実施率は、全体で九二・八〇・四三・二%と大きな格差がある。すべての子どもに芸

術を鑑賞する機会を保障する観点から、格差は解消すべきで、国として積極的な手だてをとるべきであると考えらるがどうか。
右質問する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員井上哲士君提出学校芸術鑑賞教室に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出学校芸術鑑賞教室に関する質問に対する答弁書

一について

文化庁の委嘱を受けた社団法人日本芸能実演家団体協議会が実施した平成十九年度の学校における鑑賞教室等に関する実態調査(以下「実態調査」という。)の結果においては、平成十九年度の学校における舞台芸術鑑賞教室の実施率について、平成十四年度と「ほぼ同程度の実施率を保っている」と報告されていると承知しているが、いづれにしても、文化庁としては、今後とも、厳しい財政状況を踏まえつつ、子どもたちが学校を始めとする様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう努めてまいりたいと考えている。

二の1について

独立行政法人日本芸術文化振興会による芸術文化振興基金を活用した学校鑑賞教室への助成事業(以下「基金助成事業」という。)のうち、芸術統括団体に対する助成は、平成十四年度は二

団体に対して六千四百万円、平成二十年度は二団体に対して四千八百万円と減少しているが、基金助成事業全体では、平成十四年度は八団体に對して九千三百八十万円、平成二十年度は九団体に對して九千四百七十万円と増加しており、文化庁としては、「先の答弁書の答弁と矛盾する」との御指摘は当たらないと考えている。

いづれにしても、文化庁としては、今後とも、厳しい財政状況を踏まえつつ、基金助成事業等を通じ、子どもたちが学校を始めとする様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう努めてまいりたいと考えている。

二の2、三及び四について

実態調査においては、本物の舞台芸術体験事業の学校における舞台芸術鑑賞教室全体に占める実施割合を調査しておらず、文化庁としては把握していない。

文化庁としては、これまでも、本物の舞台芸術体験事業や基金助成事業の拡充を図ってきたところであるが、御指摘の実態調査の結果を踏まえつつ、平成二十一年度には本物の舞台芸術体験事業について、大幅な事業規模の拡大を図り、複数校合同開催の促進により多くの学校が同事業に採択され得るよう改善したところである。これに加えて、基金助成事業を着実に実施するとともに、地方公共団体による学校における鑑賞教室の実施に向けた取組を積極的に促進してまいりたいと考えている。

また、本物の舞台芸術体験事業の公演団体及び演目の決定に当たっては、芸術家等の有識者

で構成される企画委員会の推薦に基づくこととしてほかに、事業の実施に当たっては、公演団体や各都道府県・政令指定都市の文化芸術担当者を対象とした事業説明会を行うなど、関係者からの意見等を踏まえつつ、事業の円滑な実施に努めているところである。

五について

文化庁としては、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成十九年二月九日閣議決定)について、各都道府県、各都道府県教育委員会、各市区町村及び各市区町村教育委員会に対し平成十九年二月に通知するとともに、各種会議において周知を図っている。

また、文化庁としては、子どもたちが様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう、今後とも国における取組を進めるとともに、各地方公共団体による取組を促してまいりたい。

「裁判員制度」の開始に先立つての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十五日

前川 清成

参議院議長 江田 五月殿

「裁判員制度」の開始に先立つての質問主意書

五年間の準備期間を経て、遂に来月二十一日から「裁判員制度」がスタートするが、準備が尽くされたのか、国民の不安も決して小さくない。

そこで、以下の通り質問する。
一 一方において、我が国の刑法が定める法定刑は、例えば殺人に関して、重い場合は死刑、軽い場合は懲役五年であり(刑法百九十九条、酌量減輕されると二年六月にまで引き下げられる(刑法六十六条、六十八条)といった具合に裁判官の裁量の幅は極めて広い。

他方、抽選で選ばれた裁判員は、被告人に刑罰を科すことも初めての経験であり、もとより適正な量刑を判断する基準も持ち合わせていない。
それ故に、裁判員に対して、何ら参考資料を提供することがなければ、事件毎に刑の著しい不均衡が生じかねない。

二 一方において、抽選な審理は真相の解明を阻害し、冤罪の温床となるから、裁判員裁判においても、いかに公判前整理手続きを経たとしても、検察や、被告人、弁護側が主張、立証に長期間を費やさなければならぬ事態も生じ得る。

他方、ある日、突然抽選で選任される裁判員は、仕事を抱えたまま、あるいは家事や、子育て、介護を担いながら、刑事裁判を遂行しなければならず、よつて、裁判が長期化したときは、その裁判員の負担は過大である。
ついでに、裁判員裁判においても、例えば公判回数が三十回を越すような、極めて長期化し

てしまふ事態を想定しているか。

また極めて長期化してしまい、裁判員の仕事に回復困難な損害が生ずるおそれがある場合には、どのように対処するか、答弁されたい。

三 供述調書の任意性が争われた場合、裁判官でさえ任意性に関して明確な判断を示さず、信用性の判断で糊塗している事案が散見される。ましてや、裁判員の大半は、それまでに任意性の概念さえ耳にしたことがないはずであり、任意性の判断は極めて困難であると思われる。については、裁判員に対して、任意性の概念をどのように分かりやすく説明するつもりか、また任意性の判断基準や判断材料をどのように提供する予定か、答弁されたい。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出「裁判員制度」の開始に先立つての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出「裁判員制度」の開始に先立つての質問に対する答弁書

一 について
各裁判所においては、裁判員に対して、必要に応じて同種事例の量刑傾向を把握することができる資料を提供する予定であると承知している。この資料は、平成二十年四月一日以降に第一審判決が言い渡された裁判員裁判対象事件について、担当裁判所が当該事件の量刑事情等の

データを入力し、最高裁判所がそれらのデータを取りまとめて構築したデータベースを利用して作成されるものであると承知している。

二 について
裁判員制度の下における公判審理に要する審理回数は、個々の事案ごとに異なると考えられるところであるが、同制度の対象事件については、必要的に公判前整理手続を行って、事件の争点及び証拠を十分に整理した上、できる限り連日開廷すること等により、迅速な裁判の実現を図ることとされている。

右のような制度の適切な運用等により、公判審理が不必要に長期間に及ぶことはないと考えられる上、裁判員に過度の負担を負わせることのないよう、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第十六条第八号の事由があると認められる裁判員候補者又は裁判員については、その申立てにより、辞退又は解任が認められる。

三 について
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六条においては、訴訟手続に関する裁判所の判断は構成裁判官の合議による旨規定されており、同法第六十八条においては、構成裁判官は、その合議により、裁判員に、その判断のための評議の傍聴を許し、裁判員の意見を聴くことができる旨規定されている。供述調書の任意性が争われた場合には、これらの規定に基づき、各裁判所において、個別の事案に応じ、適切に対処されるものと承知している。

憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十五日

前川 清成

参議院議長 江田 五月殿

憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書

小職は、平成二十一年四月二日提出の「弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書」(質問第一〇八号)において、憲法第八十条第二項を引用した上で、同条項が「逮捕、勾留等、裁判官本人の責めに帰すべき事由によつて職務を執ることができない期間においても、従前の給与と全額を支払わなければならないとの趣旨を含んでいる」と解釈しているか、否かを質問しているところ、これに対する平成二十一年四月十日付けの答弁書(内閣参質一七一第一〇八号)は、「当該裁判官が逮捕又は勾留されたことを理由として減額することはできない」と答えているに過ぎず、憲法第八十条第二項の解釈について答弁がない。

そこで、再度、次の通り質問する。
一 下山芳晴判事はストーカー行為、一木泰造判事は痴漢行為によつて逮捕、勾留され、その結果、裁判官としての職務に従事することが物理的に不可能になったにもかかわらず、その後、下山芳晴判事においては弾劾裁判所において罷免判決を受ける日まで、一木泰造判事は同

人の任期が満了する日まで給与や、賞与の支払いを受け続けた。
このように両名が裁判官としての職務に従事することができない期間においても、従前同様に給与や賞与を支払い続けた前提として、憲法第八十条第二項をどのように理解しているのか。

憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官に対して、専ら本人の責めに帰すべき事由によつて、裁判官としての職務に従事することができない期間であっても、従前同様に給与や賞与の支払いを受けることを保障しているからか。

二 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、ここにいう「相当額」とはいかなる趣旨か。

三 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、当該裁判官が、裁判官としての職務に一切従事していなかったとしても、裁判官としての職務に従事していた期間と同額の報酬を支払うことが、ここにいう「相当額」か。

四 憲法第八十条第二項は「この報酬は、任期中、これを減額することができない。」と定めるが、この条文は一切の例外を許さない趣旨か。右質問する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、その地位にふさわしい生活ができる相当額の報酬を受け取ることが保障されるとともに、在任中、報酬を減額することを禁止した趣旨の規定と解される。

御指摘の裁判官に対しては、右の憲法の趣旨に従って制定された裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の規定に基づいて報酬等が支給されたものであると承知している。
四について

一般の公務員全体の俸給を減額するのに伴って、他の公務員と同様に法律によって全裁判官の報酬につき一律に相応の減額を定める場合は、憲法第八十条第二項の趣旨に反しないものと解される。

弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十一年四月十五日

前川 清成
参議院議長 江田 五月殿

弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問主意書
小職は、平成二十一年四月二日提出の「弾劾手

平成二十一年四月二十七日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書(質問第一〇八号)以下、「前回質問主意書」という)において、下級裁判所の裁判官においては逮捕、勾留されたとしても、さらには裁判官弾劾裁判所による職務停止決定がなされたとしても、当該裁判官に対して給与、賞与の支払いを停止することを定めた規定は存在しないことを承知した上で、憲法第八十条第二項を硬直的に解釈し、たとえ裁判官弾劾裁判所による職務停止決定がなされたとしても、従前同様に給与や、賞与を支払い続けることは国民感情に照らして容認できないのではないかと、それ故に、例えば遅くとも裁判官弾劾裁判所による職務停止決定と同時に給与や賞与の支払いを停止するべきではないかと提案している。

しかるに、前回質問主意書に対する平成二十一年四月十日付け答弁書(内閣参質一七一第一〇八号)以下、「前回答弁書」という)は「支払いを停止することを定めた規定はない」と答えるに留まっている。
そこで、再度、次の通り質問する。

一 政府においては、裁判官弾劾裁判所による職務停止決定を受けた後も、当該裁判官が従前同様に給与や、賞与の支払いを受け続けることに何ら違和感を抱かないのか、否か、答弁された。
二 政府においても、裁判官弾劾裁判所による職務停止決定を受けた後も、当該裁判官が従前同様に給与や、賞与の支払いを受け続けることに何らかの違和感を抱くのであれば、裁判官弾劾法等関係法令の改正に着手するべきではないか。

三 前回答弁書において、政府は「裁判官弾劾法又は裁判官の報酬等に関する法律の改正を検討する予定はない」と答弁しているが、何故検討する余地さえないと考えているのか。
たとえ裁判官弾劾裁判所において職務停止決定がなされたとしても、当該裁判官に対して給与、賞与を支払い続けることが適当だと判断しているからか。
右質問する。

平成二十一年四月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
現行法上、在任中の裁判官について報酬及び各種手当が支給されることとされていることについては、裁判官の職権行使の独立性を担保する上で相応の合理性があるものと考えられ、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣参質一七一第一〇八号)で述べたとおり、現時点において、この点に関する法改正を検討する予定はない。

任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十一年四月十五日
前川 清成
参議院議長 江田 五月殿

任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問主意書
小職が平成二十一年四月二日付けの質問主意書(質問第一〇九号)においても指摘した通り、一本泰造判事が、本年二月八日、準強制わいせつ罪容疑で逮捕され、その後裁判官訴訟追委員会において調査が開始されたものの、同判事の任期が今日十日で満了するために、弾劾裁判を受けることはない。

任期が満了した以上、裁判官としての身分を喪失するから、弾劾裁判によって裁判官としての身分を奪う必要はないことは承知している。
しかし、現行法上、弾劾裁判による罷免は、裁判官としての身分を奪うだけに留まらない。よって、ただ任期満了によって裁判官の身分を喪失したときと、弾劾裁判によって罷免された場合では、法律家としてのその後の活動に大きく関わる。

そこで、再度、次の通り質問する。
一 過去十年間において、次の裁判官数を年度毎に答弁されたい。
1 十年間の任期が満了した裁判官の数
2 1のうち再任された裁判官の数
3 再任されなかった理由及び理由毎の件数

一 過去十年間において、次の裁判官数を年度毎に答弁されたい。
1 十年間の任期が満了した裁判官の数
2 1のうち再任された裁判官の数
3 再任されなかった理由及び理由毎の件数

一 過去十年間において、次の裁判官数を年度毎に答弁されたい。
1 十年間の任期が満了した裁判官の数
2 1のうち再任された裁判官の数
3 再任されなかった理由及び理由毎の件数

二 一木泰造判事は再任されたか。

再任されていない場合、その理由を明らかにされたい。

三 何故弁護士法七条二号は弾劾裁判所の罷免判決を弁護士の欠格事由と定めたか。

四 一木泰造判事は弁護士登録を請求しているか。

五 何故検察庁法二十条二号は弾劾裁判所の罷免判決を検察官の欠格事由と定めたか。

六 一木泰造判事は検察官任官を希望しているか。

七 一木泰造判事の任期が本年四月までではなく、来年四月までであれば、裁判官訴追委員会から訴追を受け、その後、弾劾裁判所による罷免判決によって、裁判官としての身分を失うとともに、弁護士、検察官としての資格も喪失していたはずである。

ところが、一木泰造判事については、偶々任期が本年四月までであったために、訴追を受けることもなく、よって、弾劾裁判を受けることもなく、弁護士、検察官としての資格を失うこともなかった。

このように不祥事を起こした時期が、偶々任期満了直前であったために、訴追を受けることもなく、よって、弾劾裁判を受けることもなく、弁護士、検察官としての資格を失うこともなかったとしても、現行制度に何ら欠陥はないと政府は認識しているのか。

八 任期満了によって裁判官の身分を喪失したとしても、それ以前に不祥事を起こし、裁判官訴追委員会の調査が開始されている場合は、裁判官訴追委員会においては引き続き法曹資格に関

する審査を継続し、弾劾裁判所においては法曹資格に関する判断を下すことができる等、関係法令を改正するべきではないか。
右質問する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問に対する答弁書

一の1について

過去十年間に任期が満了した裁判官の数は、平成十一年においては百七十七人、平成十二年においては百七十五人、平成十三年においては百七十七人、平成十四年においては百七十七人、平成十五年においては百七十六人、平成十六年においては百八十四人、平成十七年においては百七十九人、平成十八年においては二百人、平成十九年においては二百十二人及び平成二十年においては二百二十一人である。

一の2について

一の1について述べた裁判官のうち再任された裁判官の数は、平成十一年においては百六十人、平成十二年においては百六十二人、平成十三年においては百六十六人、平成十四年においては百六十五人、平成十五年においては百六十七人、平成十六年においては百七十二人、平

成十七年においては百六十七人、平成十八年においては百九十九人、平成十九年においては二百人及び平成二十年においては二百十人である。

一の3について

一の1について述べた裁判官のうち再任されなかった者の数は、平成十一年においては十三人、平成十二年においては十三人、平成十三年においては十一人、平成十四年においては五人、平成十五年においては九人、平成十六年においては十二人、平成十七年においては十二人、平成十八年においては十人、平成十九年においては十二人及び平成二十年においては十一人である。これらの再任されなかった者は、いづれも、最高裁判所の指名した者の名簿に記載されていない者である。

二について

お尋ねの者は、最高裁判所の指名した者の名簿に記載されていないことから、再任されなかったものである。

三及び五について

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百三十七号)第二条においては、弾劾裁判所の罷免の裁判により裁判官を罷免する場合として、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき」又は「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」と規定されているところ、これらの事由によって罷免された者に弁護士又は検察官となる資格を認めることは、それらの負う職責に照らして相当でないことから、弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者は、弁護士法(昭和二十

四年法律第二百五号)第七条二号において、弁護士となる資格を有しないと規定され、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十条第二号において、検察官に任命することができないと規定されているものと解される。

四について

お尋ねの者が弁護士登録を請求したか否かについては承知していない。

六について

法務省が、お尋ねの者から、検察官への任官を希望する申出を受けた事実はない。

七及び八について

憲法第六十四条の規定により国会に設けられている弾劾裁判所に関する制度の当否について、政府としてお答えすることは差し控えない。

なお、任期満了によって退官した裁判官が禁錮以上の刑に処せられた場合には、検察官及び弁護士の欠格事由となる。

国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十六日

参議院議長 江田 五月殿

辻 泰弘

国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって
予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求
めている国民健康保険課長通知に関する質
問主意書

厚生労働省は毎年度、各都道府県民生主管部
(局)長あてに、国民健康保険に関する予算編成に
ついての通知文(平成二十一年度予算編成につ
いては、「平成二十一年度国民健康保険の保険者等
の予算編成に当たっての留意事項について」(平成
二十年十二月二十五日付け保国発第一二二五〇〇
一号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)(以
下「本通知」という。)を發出し、国民健康保険料
(税)の賦課総額について、見込まれる費用から収
入を控除した額を、予定収納率で除して得た額で
あるとし、実行可能な予定収納率を設定するよう
要請している。

これに関しては、最高裁判平成十八年三月一日大
法廷判決において、国民健康保険税については租
税法(条例)主義を定めた憲法八十四条が適用さ
れ、国民健康保険料については憲法八十四条の趣
旨が適用されることが示されている。また、仙台
高裁秋田支部昭和五十七年七月二十三日判決(以
下「秋田市国保税訴訟判決」という。)は、国民健康
保険税について定めた条例に関し、「地方公共団
体による地方税の賦課徴収については、住民の代
表たる議会の制定した条例に基づかずに租税を賦
課徴収することはできない」という租税(地方税)条
例主義が要請されるといふべきであつて、この意
味で、憲法八十四条にいう「法律」には地方税につ
いての条例を含むものと解すべきであるとし、
「租税法(条例)主義は、行政権の恣意的課税を

排するという目的からして、当然に、課税要件の
すべてと租税の賦課徴収手続は、法律(条例)に
よつて規定されなければならないという課税要件
法定(条例)主義を内包するが、例外的に、「恣意
的課税を許さない」という租税法(条例)主義の基
本精神を没却するものではないと認められる場合
には、課税要件に関し不確定概念を用いること
が許容される余地があるといふべきである」と示
した上で、予定収納率を考慮して賦課総額を定め
ることについては、「過去の収納実績を考慮する
といつても、それをどのように考慮するかは、そ
の飛躍的向上を目ざして高く見込むか、確実など
ころで過去の最低値を見込むかというような政策
的判断が介在するものである」としている。

このような経緯を踏まえ、以下質問する。
一 過去五年間における、都道府県ごとの市町村
国保の保険料(税)の賦課総額を示されたい。
二 過去五年間における、都道府県ごとの市町村
国保の保険料(税)の収納率を示されたい。
三 過去五年間における、市町村が設定した予定
収納率の都道府県ごとの平均値を示されたい。
四 過去五年間において政府が講じた、市町村国
保の保険料(税)の収納率向上に向けた具体策を
示されたい。
五 政府は市町村国保の保険料(税)の予定収納率
の現状をどのように評価しているのか。また、
今後のあるべき姿についてどのように考えてい
るのか、政府の見解を示されたい。
六 保険料(税)の未収分については、ルールに則
して保険料(税)を納めている真面目な被保険者
に未収分を転嫁することとなる予定収納率を考
慮した賦課総額の設定により充当するのではな

く、別途予算措置等を行うことにより充当すべ
きではないかと考えるが、政府の見解を示され
たい。

七 保険料(税)の未収が発生することを当然の前
提として、予定収納率を考慮した賦課総額を定
める対応は、保険料(税)を納めている被保険者
に未収分を転嫁し充当することとなるため、市
町村の収納対策に対する意欲を阻害するものと
なっているのではないかと指摘があるが、こ
れに対する政府の見解を示されたい。

八 本通知は、保険料(税)の未収分について、秋
田市国保税訴訟判決において「恣意的課税を許
さない」という租税法(条例)主義の基本精神を
没却するものではないと認められる場合」の課
税要件に関する「不確定概念」として「許容され
る余地がある」とされた「許容される余地」に当
たるものと考えているのか、政府の見解を示さ
れたい。

九 本通知により、予定収納率を考慮して賦課総
額を定めるよう要請することは、秋田市国保税
訴訟判決が「地方公共団体による地方税の賦課
徴収については、住民の代表たる議会の制定し
た条例に基づかずに租税を賦課徴収することは
できない」という租税(地方税)条例主義が要請さ
れる」と示す憲法八十四条の趣旨に反し違憲の
おそれがあるのではないかと考えるが、これに
対する政府の見解を示されたい。
十 今後、予定収納率を考慮して賦課総額を定め
るよう要請することについて見直す考えはない
か、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年四月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料(税)の
賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課
総額の設定を求めている国民健康保険課長通知
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料
(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考
慮した賦課総額の設定を求めている国民健
康保険課長通知に関する質問に対する答弁
書

一について
お尋ねの賦課総額については把握していない
が、調定額(賦課総額から市町村の条例の規定
に基づき軽減又は免除された国民健康保険料
(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ)
の額を控除して得た額をいう。以下同じ)で
あれば、平成十六年度から平成十八年度まで
のものについて、厚生労働省のホームページに
掲載している。
二について
お尋ねの収納率については、平成十六年度か
ら平成十八年度までのものについて、都道府県
ごとに市町村の国民健康保険料の収納率を合計
した額を都道府県ごとに市町村の国民健康保
料の調定額を合計した額で除して得た率を、厚
生労働省のホームページに掲載している。平成
十九年度以降のものについては、把握してい
ない。

三について

お尋ねの平均値については、把握していない。

四について

厚生労働省としては、各都道府県に対し、「収納対策緊急プランの策定等について」(平成十七年二月十五日付け保国発第〇二一五〇〇一号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を発出し、人員の増員、収納方法の改善及び滞納処分の実施等を含む総合的な収納対策である収納対策緊急プランの策定など、収納率の確保・向上等の収納対策について、市町村等に対する助言・指導を行うよう要請しているところである。

五について

厚生労働省としては、予定収納率の現状は把握していないが、国民健康保険事業の健全な運営、被保険者間の公平等の観点から、収納率の向上は重要な課題であると考えている。

六について

厚生労働省としては、国民健康保険制度は、保険料を主たる財源とすべき社会保険制度としての性格を有するものであり、既存の公費負担に加えて、更に公費負担を行うこととなるような予算措置を行うことは適当ではないと考えている。

七について

厚生労働省としては、御指摘のような指摘があるとは承知していないが、市町村は、国民健康保険事業の健全な運営、被保険者間の公平等の観点から、収納率の向上に努めなければなら

ないものと考えている。

八から十までについて

厚生労働省としては、平成十八年三月一日の最高裁判所大法廷判決の趣旨を踏まえ、国民健康保険料は、国民健康保険事業に要する費用に充てるために徴収されるものであるところ、賦課総額を設定する際に合理的に説明可能な予定収納率を考慮することは、相互扶助の精神に基づく国民健康保険における保険料徴収の趣旨及び目的に沿うものであり、また、市町村の条例により賦課総額の算定基準や賦課総額に基づく保険料率の算定方法が明確に定められていることから、御指摘の通知において、過去の収納状況等を十分に勘案した上で、実行可能な予定収納率を設定するよう要請することは、憲法第八十四条の趣旨に反するものではないと考えている。したがって、現時点において、これを見直すことは考えていない。

イレッサの副作用被害問題などに関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十六日

参議院議長 江田 五月殿

小池 晃

イレッサの副作用被害問題などに関する質問
問主意書

ゲフィチニブ(商品名「イレッサ」、以下「イレッサ」という。)は二〇〇二年七月に、肺がんを適応

対象とし承認された抗がん剤であるが、販売開始直後より、急性肺障害・間質性肺炎等の重篤な副作用被害が相次ぎ、平成二十年三月末までに七百三十四人も副作用死が報告されている。また、これまで世界で行われた四回の第Ⅲ相臨床試験のいずれにおいても延命効果は認められなかった。

さらに、承認条件として実施されたドセタキセルと比較する国内第Ⅲ相臨床試験においても、有効性についてイレッサがドセタキセルに劣ることが示されているが、厚生労働省はゲフィチニブの承認をいまだ取り消していない。

イレッサの副作用死の数は、昨年の私の質問に対する政府の答弁書において明らかにされたものだが、政府はこれを最後に副作用被害の状況を、明らかにしていない。

よって、以下質問する。

- 一 イレッサについて、二〇〇九年三月末時点(いまだ集計されていないときは直近)における①累積副作用報告数、②副作用報告のうちの副作用死亡数、③累積使用患者数(実数を把握していないときは推定でもよい。)をそれぞれ明らかにされたい。
- 二 イレッサについて、年次別における①副作用死亡患者数、②累積使用患者数をそれぞれ明らかにされたい。
- 三 このような事実関係を踏まえ、イレッサによる急性肺障害・間質性肺炎など副作用被害の実態についての政府の見解及び抗がん剤による副作用死等を防止するための政府の対策を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題などに関する質問に対する答弁書
一について

お尋ねについては、集計の作業が膨大となること等から、お答えすることは困難であるが、厚生労働省として把握している限りでお答えすると、平成二十一年三月末時点での国内における急性肺障害又は間質性肺炎の副作用報告(厚生労働大臣等がアストラゼネカ株式会社から直接報告を受けたもの)に限る。以下「急性肺障害等副作用報告」という。)に係る症例及び死亡例の累積数は、それぞれ二千五十八及び七百八十七である。

二について

お尋ねについては、集計の作業が膨大となること等から、お答えすることは困難であるが、厚生労働省として把握している限りでお答えすると、年次別の急性肺障害等副作用報告に係る死亡例の数は、平成十四年(七月十六日から十二月三十一日までの間に限る。)は百八十、平成十五年は二百二、平成十六年は百七十五、平成十七年は八十、平成十八年は五十二、平成十九年は三十八、平成二十年は四十五、平成二十一年(一月一日から三月三十一日までの間に限る。)は十五である。

三について

厚生労働省としては、手術不能又は再発非小細胞肺癌の治療の際にゲフィチニブを使用したことにより、急性肺障害、間質性肺炎等の重大な副作用が発現することがあると認識しており、今後とも、ゲフィチニブを含む抗がん剤について、製造販売業者からの報告等により抗がん剤に関する知見の集積に努め、その内容も踏まえつつ、添付文書の改訂の指示等の安全対策を講じてまいりたい。

白リン弾の使用禁止に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十六日

紙 智子

参議院議長 江田 五月殿

白リン弾の使用禁止に関する質問主意書
防衛省は四月六日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会での私の質問に対し、米海兵隊が矢白別演習場での沖縄県道一〇四号線越え移転訓練(以下、「一〇四越え訓練」という。)で白リン弾を使用したと答弁した。

戦闘での白リン弾使用による民間人への深刻な被害は、これまで二〇〇四年の米軍によるイラク・ファールージャ攻撃、昨年十二月から今年一月にかけてのイスラエルのガザ攻撃等の悲惨な映像で明らかになり、大きな国際的批判が起つていゝる。白リン弾使用国が仮にこれを発煙弾として使用したとして、国際法に違反しないと強弁を続けたとしても、結果的に多くの民間人、子どもたち

を傷めた非人道兵器であることに疑いはない。政府が使用禁止に向けた積極的対応をすることが求められる。

そこで以下、質問する。

- 一 矢白別演習場等、米軍の施設・区域での白リン弾使用実態について
- 1 矢白別演習場の昨年十一月の一〇四越え実弾砲撃訓練で、それまで米海兵隊が行つてきた訓練公開が行われなかつた理由を政府は承知しているか。
- 2 矢白別演習場では、昨年の一〇四越え訓練後の十二月二日に米海兵隊が装備品展示と訓練説明を行い、訓練部隊指揮官のウォーカー・フィールド少佐が白リン弾を二〇〇七年の訓練に続き使用したこと、百五十五ミリりゅう弾砲五百三十一発、白リン弾を二十発撃つたことなどを説明した。その場には防衛省担当者も同席していたと承知しているが、なぜ委員会答弁では白リン弾の発数や一昨年の訓練実績について説明しないのか。
- 一 昨年の白リン弾使用実績、発数など全容を説明すべきではないか。
- 3 東富士演習場では、二〇〇〇年九月十三日から二十二日までの一〇四越え訓練の際、砲弾が空中で炸裂して地上数百メートルにわたつて火球が散布される、火球が地上を横に向かつて約一キロメートル近くも走り回る、地上で火炎が約一時間燃え続ける、などの状況が現地で監視を続けていた静岡県平和委員会によつて確認されている。
- これは白リン弾使用を裏付ける特徴を示しているのではないか。
- 4 静岡県企画部国際室は、東富士演習場にお

ける二〇〇六年九月十六日から二十五日の一〇四越え訓練の際、米海兵隊が発煙弾を総発射数千七百九十二発中三百六十五発撃つたと静岡県平和委員会に説明した。この発煙弾は白リン弾ではないか。

5 これら一〇四越え訓練の白リン弾使用について、米軍にこれまでの実態を明らかにさせるとともに、訓練での白リン弾使用を中止するよう要求すべきでないか。

二 白リン弾の毒性及び人体への被害について

1 白リン(黄リン)は、毒物及び劇物取締法で毒物に指定されている。東京消防庁危険物データブックはその危険性を「非常に有毒である、可燃性である、発火点が非常に低い」とし、「空气中で徐々に酸化され発熱発火する」、「燃焼により有毒ガス(五酸化リン、三酸化リン)を発生する」、「発火点は三十度から四十五度C」と説明している。人体への危険としては、「吸入した場合、悪心、腹痛を伴い死に至ることもある。下顎、上顎の壊死をおこす。皮膚にふれた場合、空气中では激しい火傷をおこす。皮膚、筋肉、骨等をおかし吸収されるので微量のリンでも危険である」としている。

白リン弾は白リンを発煙剤として填充し、炸裂によつて発煙剤を散布するものである。政府は、白リン弾が実戦で使用された場合、人体に及ぶ傷痕・傷害の危険性をどのように認識しているか。

2 政府はWHO、ILO、国連環境計画が参加している国際化学物質安全性計画(IPCS)が、白リンについて「三十四度で接触時に発火し、肌に重大な火傷を負わせる」と指摘

していることを承知しているか。

3 静岡県企画部国際室は、白リン弾使用による土壌汚染、水源地汚染を懸念し調査を要求した静岡県平和委員会に対し、「白リン弾は発煙弾のことであり、着弾後、酸素と結合して五酸化リンとなり発煙するが、低濃度で危険ではないと自衛隊から聞いている」と説明している。「低濃度」というのは、具体的に何を基準にしているか。

4 防衛省・自衛隊は米軍施設・区域内もしくはその周辺のリンの数値を調査したことがあるか。矢白別演習場及び東富士演習場の着弾地の土壌及び水質調査を行うべきではないか。

三 白リン弾の使用禁止に向けた政府の対応について

1 政府は、イラク・ファールージャ及びパレスチナ・ガザにおける白リン弾による民間人の被害状況について、どのように情報収集し、被害の実相を把握し、認識しているか。

2 政府は、米軍によるイラク・ファールージャでの白リン弾使用について、米側から報告を受けていると承知しているが、その内容について説明されたい。

3 米国科学者連盟(Federation of American Scientists)や英字紙「インディペンデント」等は、米軍は白リン弾を焼夷弾として使用していると指摘している。政府はこうした動向や報道を承知しているか。

4 国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチは、白リン弾を焼夷弾と位置づけ、人口密集地にある軍事目標や民間人を傷滅兵器で攻撃することを禁じた「特定通常兵器使用禁止

制限条約第三議定書に違反する疑いがあるとして、政府はこうした動向を承知しているか。

5 白リン弾は発煙弾の一つに分類され、化学兵器のように現実に使用禁止されている兵器ではないが、仮に使用目的が発煙だとしても、ファルージャやガザでの多数の民間人への重大な被害からみて使用を禁止すべき兵器である。

政府は白リン弾の使用禁止に向け、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約のような枠組みづくりを含め、積極的な努力をすべきではないか。

右質問する。

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出白リン弾の使用禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出白リン弾の使用禁止に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成二十年十一月に矢白別演習場で行われた実弾射撃移転訓練(平成八年十二月二日に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ沖縄県から本土に移転して行われている「県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練」に当たる訓練をいう。以下同じ。)において、当該訓練の公開が行われなかった理由については、米海兵隊のホームページにおいて、「第三海兵遠征軍は日本本土にて約十年、沖縄県道一〇四

号線越え実弾射撃訓練分散を実施しており、陸上自衛隊が使用する同施設にて行っている。昨年の演習では、矢白別演習場での訓練開始から九周年を迎えた。沖縄県道一〇四号線越え実弾射撃訓練は定期的な通常訓練であるが、記者会見及び公開日は、運用上可能な限り地元への影響を最小限に抑えるよう安全かつ責任ある砲兵訓練を実施するという、砲兵部隊指揮官及び兵士の第一義的な職務を妨げることになる。メディア及び地元の方々が容易に必要な情報にアクセスできるよう、訓練に関する詳細はウェブサイトに掲載される。メディアのその他質問等

に関しては、第三海兵遠征軍海兵隊報道部へメールして頂ければ、報道部が迅速に回答する。」と説明していたものと承知している。

一の2について

在日米軍司令部からは、平成二十年十一月に矢白別演習場で行われた実弾射撃移転訓練においては白リン弾を使用したか、それ以外の訓練において白リン弾を使用したかについて確認することは困難であるとの説明を受けている。また、在日米軍司令部からは、発射された砲弾の総数について通知を受けているが、砲弾の種類ごとの弾数については、米軍の運用にかかわる内容であるため、通知することは困難であるとの説明を受けている。

一の3及び4並びに二の3について

御指摘の「確認」及び「説明」の内容について承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の5について

政府としては、白リン弾の使用を含む実弾射撃移転訓練は、日本国とアメリカ合衆国との間

の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)の目的を達成するため、必要な訓練であると認識しており、その中止を求めることは考えていない。

二の1について

お尋ねの危険性については、白リン弾の種類、性能、それが使用される高度、気象等様々な条件により異なることから、確たることを申し上げることは困難である。

なお、一般論として申し上げれば、御指摘の白リン(黄リン)は、空気に触れることにより、空気と反応し、一般に乾燥剤としても使用されている五酸化二リン、更には毒性の弱いリン酸へとごく短時間に変化するものと承知している。また、自衛隊が保有する黄リンを含有する発煙弾によって、人体への影響があったとの報告は確認されていない。

二の2について

国際化学物質安全性計画が作成している「国際化学物質安全性カード」において、白リンの急性症状の一つとして「皮膚熱傷」、物理的性質として「発火温度が摂氏三十度」との記述があることは承知している。

二の4について

防衛省において、平成十六年度以降確認できる文書により確認したところ、米軍の施設及び区域内又はその周辺において、お尋ねのような調査を行った事実は確認されていない。また、矢白別演習場及び東富士演習場の着弾地については、適切に管理しており、お尋ねのような調査を実施する必要があるとは認識していない。

三の1について

イラクのファルージャ及びパレスチナ自治区

のガザ地区における白リン弾による民間人の被害状況等については、公開情報や国連等の調査を通じて情報収集に努めているが、お尋ねの被害の実相については完全には明らかになっていないと認識している。

三の2について

米国政府からは、二十四年十一月、ファルージャにおいて、主として煙幕、攻撃対象の識別、敵の追い出し等のために白リン弾を使用し、非戦闘員等に被害が及ばないよう、あらゆる手段を講じた旨説明を受けている。

三の3について

御指摘の連盟や英字紙が、米軍による焼夷兵器としての白リン弾の使用等について報道等を行っていることは承知している。

三の4について

御指摘の団体が、白リン弾は焼夷兵器として使用され得ること、焼夷兵器は戦争法規によって禁止されていないが、軍事目標に対する白リン弾の使用は過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(昭和五十八年条約第十二号)の焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅲ)によって規制されていること等の見解を示していることは承知している。

三の5について

白リン弾が、民間人へ及ぼす被害等の事実関係について必ずしも明らかになっていない部分もあり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

汚染者負担原則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十六日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

汚染者負担原則に関する質問主意書

我が国では、深刻な公害による健康被害の発生を契機として、環境を汚染する者が汚染の防止、環境の復元及び被害補償に要する費用を負担するという、汚染者負担を基本とする考え方が一般的とされているが、この原則をどこまで遵守するか、射程範囲ほどの程度かなどは必ずしも明確ではない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 政府は、汚染者負担原則の射程範囲を一般的にはどのように理解しているか。環境汚染の結果、住民の健康被害が発生した場合もそうでない場合も適用対象とするか。汚染者の負担は被害補償のみならず、汚染の防止、環境の復元に要する費用の負担も含まれるか。

二 公害健康被害の補償等に関する法律では、補償給付や公害保健福祉事業に必要な費用を汚染原因物質の排出者から徴収することとなつており、これはいわゆる汚染者負担原則に依拠するものと理解して良いか。

三 水俣病事件では、汚染者であるチツソ株式会社(以下、「チツソ」という。)は一九七三昭和四十八年の補償協定に基づき、水俣病認定患者に対して一時金、医療費、年金等の補償を行い、その費用は全額チツソの負担とされている。

る。しかし、認定患者の増加による補償金の支払額の増加や石油危機による経営不振等で補償金の支払いに支障を生ずる恐れがある事態となつたことから、一九七八(昭和五十二年六月二十日付「水俣病対策について」の閣議了解等)によつて、以降、熊本県によるいわゆる患者県債の発行を措置してチツソに貸し付けたのは汚染者負担原則を適用したものと理解して良いか。

四 一九七七(昭和五十二年)から一九九〇(平成二年)に実施された水俣湾公害防止事業では、チツソが排出した高濃度なメチル水銀を含有する水俣湾の汚泥、ヘドロの浚渫・埋立処理にかつた費用は、汚染者負担原則からすれば公害防止事業負担金としてチツソが全額負担すべきではないかと考えられるが、実際には、事業費約四百八十億円のうちチツソ負担分は約三百億円、残りを国と熊本県でそれぞれ二分の一ずつ負担した。この点は汚染者負担原則を完全には適用していないかと思われるがそのとおりか。また、完全には適用しなかつた理由は何か。

五 水俣病問題では一九九五(平成七年)年に政治解決が図られ、救済対象者への一時金の支払い(団体加算金を含む。)に総額約三百十七億円を要したが、この負担が全額チツソとされたこと、及びその支払いの資金として八十五%を国の一般会計から熊本県への国庫補助金、十五%を熊本県債により措置してチツソに貸し付けたのは汚染者負担原則を適用したものと理解して良いか。

六 政府は、二〇〇〇(平成十二年)二月八日付「平成十二年度以降におけるチツソ株式会社に対する支払措置について」の閣議了解でチツソに対する金融支援本策を決定した。政府はその中で、前記政治解決における一時金総額約三百十七億円のうち、国が出資した八十五%に当たる約二百七十億円について返済を免除することにした。これは汚染者負担原則を逸脱するものではないか。逸脱しないというのであれば、その理由は何か。汚染者負担原則も、当該原因企業が経営悪化の場合、その他何らかの理由があれば貫徹しないという理解であるか。

七 二〇〇四(平成十六年)十月十五日に言い渡された水俣病関西訴訟最高裁判決は、規制権限を適切に行使せずに水俣病の被害拡大を防止しなかつたことについて、国及び熊本県に賠償責任ありと認定した。このように国家賠償請求訴訟で国も責任を問われた場合には、当該汚染者の負担には何らかの影響が生じるか。生じるとすればどのような影響になるか。

が負担すべき費用について、汚染防除費用のほか、環境復元費用や被害救済費用についてもこれに含めるべきとされている。政府としても、環境基本法(平成五年法律第九十一号)等において、その考え方を採り入れているところである。

二について
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)に規定する補償給付及び公害保健福祉事業は、汚染者負担の原則を踏まえたものである。

三について
御指摘の「患者県債」の発行は、汚染者負担の原則を踏まえて、チツソ株式会社が「水俣病認定患者」に対して「補償協定」に基づく補償金以下単に「補償金」という。)を支払うことを、国及び熊本県として確保するために行った措置である。

四について
御指摘の水俣湾における公害防止事業に係る公害防止事業費及びチツソ株式会社の負担総額は、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号)に規定する手続にのっとり、当該事業の施行者である熊本県知事が、熊本公害対策審議会の意見を聴いて定めたものであるが、これらの額は、汚染者負担の原則を踏まえつつ、港湾機能の増加分、現存港湾施設の価格減耗分等も考慮し算定されたと承知している。

五について
御指摘の貸付けは、チツソ株式会社が、汚染

参議院議員松野信夫君提出汚染者負担原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出汚染者負担原則に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十一年三月十日に中央公害対策審議会(当時)から答申された「公害に関する費用負担の今後のあり方について」においては、汚染者

者負担の原則にのっとり水俣病問題が生ずる原因となったメチル水銀の排出をした者としての社会的責務を認識して、「水俣病対策について」(平成七年十二月十五日閣議了解に係る一時金(以下単に「一時金」という。)を支払うことを、国及び熊本県として確保するために行った措置である。

お尋ねについては、一時金の支払後にチツソ株式会社は財務状況が悪化したことから、同社が補償金を支払うために必要な措置として、民間金融機関の債権放棄等を前提に、一時金に係る国庫補助金の返還を不要としたものである。七について

水俣病関西訴訟最高裁判決(平成十六年十月十五日)においては、国及び熊本県が、チツソ株式会社に対する損害賠償請求が認容された者のうち一定の条件を満たす者に対し、同社が支払義務を負う額の四分の一を限度に同社とともに賠償責任を負うことが確定したが、このことは、同社が命じられた損害賠償額全額に対する支払義務に影響を及ぼすものではない。

裁判官の非行と報酬等に関する再質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条条によって提出する。

平成二十一年四月十六日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

裁判官の非行と報酬等に関する再質問主意書

裁判官の不祥事に関して、裁判官が受け取る報酬の範囲、訴追委員会及び弾劾裁判所における罷免手続き等について平成二十一年四月一日に質問主意書(質問第一〇二号)を提出したところ、さる四月十日に質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七一第一〇二号)を受領したが、極めて不十分な答弁内容であるので、以下のとおり再度質問する。

一 憲法第八十条第二項に規定する報酬には退職手当は含まれないとの答弁であるが、一般的に退職手当の法的性格は賃金や給与の一部であり、その後払いという解釈がなされている。政府はこの解釈を採用しないということか。

二 政府の解釈を前提にすると、裁判官に支払われる退職手当は、憲法第八十条第二項に規定する報酬には含まれないのであるから、一定の正当な理由があれば退職手当を減額したり不支給にしたりすることは右憲法の規定に違反しないということではないか。

三 最近二十年間で、裁判官に対して国家公務員退職手当法に定められたとおりの退職手当が支給されなかったという事例があるか。あればその件数と減額等された理由を明らかにされた

四 一定の非行が認められる裁判官に対して退職手当を支給しないものとするには特別の立法措置が必要であり、こうした立法措置を講じることは憲法第八十条第二項には抵触しないという理解でよいか。

五 下級裁判所の裁判官の任期が満了すると裁判

官の身分を喪失してしまうため、もはや訴追請求及び弾劾裁判所による裁判を遂行することができなくなる。また、下級裁判所の裁判官が公職選挙法に定める選挙に立候補すれば自動的に裁判官の身分を喪失するので、同様に訴追請求等ができなくなる。政府はこうした事態を防止するための対策を講じる用意があるか。あるとすればどのように講じるつもりか。

六 憲法第六十四条第一項は国会への弾劾裁判所設置を規定しているが、裁判官弾劾法によれば弾劾裁判所のなしうる裁判は、結論として裁判官を罷免するか否かのみとなっている。政府の解釈は、弾劾裁判所のなしうる終局的な裁判は、裁判官に対して罷免するか否かのみではないか。それとも裁判官弾劾法の改正を行えば、裁判官の身分を剥奪までではないような軽微な裁判、例えば戒告、短期間の職務停止等の裁判を行うことは憲法の規定に抵触しないという理解であるか。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出裁判官の非行と報酬等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出裁判官の非行と報酬等に関する再質問に対する答弁書

憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官

がその在任中定期に相当額の報酬を受けることを保障しているものであり、御指摘の退職手当の法的性格いかんにかかわらず、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定により裁判官に支払われる退職手当は、同項に規定する報酬に含まれないものと解される。二及び四について

現行法においても、裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三十七号)第三十七条の規定により罷免されて裁判官の身分を喪失した者については、最高裁判所は、国家公務員退職手当法第十二条第一項第一号の規定により、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるものとされている。また、罷免以外の事由により裁判官を退官した者についても、最高裁判所は、同法第十四条第一項第一号の規定により、その者が裁判官在任中の行為について禁錮以上の刑に処せられたとき、又は同項第三号の規定により、最高裁判所においてその者が裁判官在任中に裁判官弾劾法第二条に規定する罷免事由に該当する行為をしたと認めるときは、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるものとされている。

三について 最近二十年間で、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受けなかった者は、合計三人であり、うち二人は、裁判官弾劾法第三十七条の規定により罷免されたため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)による改正前の国家公務員退職手当法第八条第一項第一号の規定によ

り退職手当の支給を受けなかった者であり、うち一人は、任期を満了して裁判官を退官したが退職手当請求権を放棄したため、退職手当の支給を受けなかった者である。

五について

「こうした事態を防止するための対策を講じることの意義が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。なお、裁判官弾劾法第十五条第三項の規定により最高裁判所から罷免の訴追をすべきことを求められており、又は裁判官訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官については、同法第四十一条の二の規定により、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十条の規定は、適用しないものとされているので、御指摘のように「下級裁判所の裁判官が公職選挙法に定める選挙に立候補すれば自動的に裁判官の身分を喪失する」ものではない。

六について

一般論として申し上げれば、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣参質一七一第一〇二号)四について述べたとおり、弾劾裁判所が裁判官に対して懲戒処分を行うものとする事については、憲法第六十四条第一項において、国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける旨が規定されていること、憲法第七十八条後段において、裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことができない旨が規定されていること等に照らして、慎重な検討を要するものと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号二部
一 二五円
一〇円
本体